

## 第十管区海上保安本部（水路測量）公示第 4 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和 7 年 1 月 22 日

第十管区海上保安本部長 赤松 宏樹（公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
  - (1) 名称 鹿児島県鹿児島地域振興局
  - (2) 住所 鹿児島県鹿児島市小川町 3-5 6
  
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
  - (1) 区域 付図のとおり
  - (2) 期間 令和 7 年 1 月 23 日から令和 7 年 2 月 20 日まで（うち 3 日間）
  
- 3 水路測量の実施方法
  - (1) 測深 シングルビーム音響測深機を使用する
  - (2) 測位 GNSS による
  
- 4 航行船舶に対する安全処置  
作業船は水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令 55 号）第六条に定める標識を掲げる

（付図）吹上浜海岸 赤塗りで示す区域

